

第 26 回 定例農業委員会議事録

令和 7 年 9 月 5 日 (金) 午後 2 時 00 分より、市役所本庁舎 8 階 大会議室において、農業委員総会を開催した。

会議の顛末は、次のとおりである。

出席委員 (19名)

1 中津 正三	8 清水 峰幸	15 桐山 文子
2 佐竹 静	9 林 新太郎	16 三輪 則夫
3 棚橋 新一	10 高橋 正彦	17 辻元 政博
4 岩井 豊太郎	11 高橋 滋	18 高橋 美和子
5 森 千尋	12 下野 一郎	19 岡本 敏美
6 吉田 和郎	13 田部 恵	
7 柳瀬 美穂	14 吉田 幹夫	

欠席委員 (0名)

その他の出席者 (4名)

	三浦課長	長谷川主事
竹中事務局次長	堀主幹	

議案

議案第 669 号 審査請求について

議案第 670 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 671 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 672 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

報告第 26 号 農地法第 4 条、第 5 条の規定による届出関係、その他報告事項について

議長

ただ今から、第 26 回定例農業委員会を始めたいと思います。

本日の議事録署名者に、2 番 佐竹委員、18 番 高橋美和子委員の両名の方にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議がないようですので、ご両名の方にお願いしたいと思います。
では、ただ今から議案審議にはいります。

議案第 669 号、審査請求について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局

議案第 669 号、審査請求について、説明させていただきます。

別添資料をお願いします。

時系列を簡単に説明させて頂きます。

前回に引き続き審議をお願いします。説明は前回と被るところがございます。

資料 No.1 令和 7 年 6 月 5 日に、情報公開請求が審査請求人から出されました。請求に係る情報の内容の報告第 32 号 42 番とは、資料 No.5 でございます。全体で 30 ページございまして、一部抜粋でございます。

個人情報保護の観点から、資料 No.2-1 のとおり、当委員会事務局にて、同年 6 月 19 日付けで請求者に通知しました。内容は、資料 No.2-2 のとおりでございます。

その後、資料 No.3 のとおり、7 月 1 日に情報公開した内容を不服として、審査請求書が提出されました。

これまでの、情報公開請求は、事務局側で処理していたのですが、審査請求以降の、受付や内容を精査するのは、当該農業委員会となります。

審査請求書を確認し、再度市部局と調整をしたところ、公開ができる情報がございましたので、現況欄や、団体に関する情報を公開として、資料 No.4-1 のとおり情報公開変更決定しました。内容は、資料 No.4-2 のとおりでございます。

変更した内容は、審査請求人に対して送付済でございます。

再度、資料 No.3 をお願いします。

当該情報公開審査請求書は、資料 No.2-2 の非公開としている情報のうち、住所・氏名なのか、所在なのか、地積なのか、どの部分の公開を求める

ているのか明確ではありません。

一方で、6 審査請求の理由をみると、土地の所在、面積について開示を求めていることが読み取れるので、資料No.6のとおり、審査請求書を補正する様に命令を出していきたいと思います。

内容は、請求人が、公開を求めている箇所を土地の所在、面積として、これと異なる場合は、補正書を提出してもらうものでございます。

なお、審査請求の趣旨にもございます、非農地判断した通知文の発送につきましては、順次送付しております。このことにつきましては、審査請求人から、別途意見を頂戴しております。先程の説明のとおり順次送付している旨を回答済でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

委員 前回の続きの案件であるが、資料の6のとおり補正を出すという事を、この定例会では諮ると言う事ですか。

事務局 その通りでございます。

委員 情報公開請求に対して、非公開とした部分の開示を求められていることについて、どの部分を示しているのか分からぬため、補正を出すことは必要なのは分かるが、審査請求人は、非農地判断した土地の所有者に対して、通知がなされていないことについて書いている。

通知を出して、その後の対応に追われる事務局の現状については、理解するが、人が足りないのでないか。

実際のところ、いつまでに通知文の発送が終わる見込みか。

事務局 予定では、年度内の発送を目標にしております。

委員 数が多いため、年度内に発送出来ればとの事だが、少なくとも来年の委員改選までには送付するようにしてください。

議長 他になにかご意見ございませんか。

-特になし-

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第670号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局 議案第670号 農地法第3条関係申請明細について、説明させて頂きます。

4件提案されております。今回、提案されております申請はいずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

1番、所有権移転によります、田、607m²で、ございます。取得後は野菜の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

2番、所有権移転によります、畑、254m²で、ございます。取得後は野菜の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

3番、所有権移転によります、田、8筆合わせて、7,947m²で、ございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

4番、所有権移転によります、田、5筆合わせて、7,481m²で、ございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

-特になし-

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定

してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第671号 農地法第4条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局 議案第671号 農地法第4条関係申請明細について、説明させて頂きます。

2件提案されております。

1番、畠、田、2筆合わせて、501m²で、農家住宅（母屋・離れ・倉庫・物置）でございます。農地の区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内に存する農地であり、第3種農地と判断します。

2番、畠、337m²のうち54m²で、農家住宅でございます。農地の区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内に存する農地であり、第3種農地と判断します。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

-特になし-

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第672号 農地法5条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局 議案第672号 農地法第5条関係申請明細について、説明させて頂きます。

2ページをお願いします。

3件提案されております。

1番、所有権移転によります、畠、394m²で、一般個人住宅（家庭菜園）でございます。

農地の区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内に存する農地であり、第3種農地と判断します。

2番、所有権移転によります、田、畠、2筆合わせて、962m²で、太陽光発電施設でございます。

農地の区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内に存する農地であり、第3種農地と判断します。

3番、賃貸借権によります、畠、田、8筆合わせて、2,612m²で、医薬品小売業店舗でございます。

農地の区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内に存する農地であり、第3種農地と判断します。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

-特になし-

ご意見もございませんようでの、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

（「異議なし」の声）

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていた

だきます。

報告第26号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、事務局より報告願います。

事務局 報告第26号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、説明させていただきます。

3ページをお願いします。

事務局長専決により、専決処分しました案件について、ご報告させて頂きます。

農地法第4条関係届出明細については、5件申請されています。

- 1番、畠、82m²で、一般個人住宅（庭）でございます。
- 2番、田、2筆合わせて、391m²で、長屋でございます。
- 3番、畠、238m²で、一般個人住宅でございます。
- 4番、田、155m²で、農業用倉庫でございます。
- 5番、畠、220m²で、一般個人住宅でございます。

農地法第5条関係届出明細については、9件申請されています。

- 6番、所有権移転によります、田、335m²で、一般個人住宅でございます。
- 7番、使用貸借権によります、田、396m²で、一般個人住宅でございます。
- 8番、所有権移転によります、田、333m²で、一般個人住宅でございます。

4ページをお願いします。

9番、使用貸借権によります、畠、340m²で、一般個人住宅でございます。

- 10番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、420m²で、分譲住宅でございます。
- 11番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、1,169m²で、有料老人ホームでございます。

12番、使用貸借権によります、田、118m²で、一般個人住宅でございます。

13番、所有権移転によります、田、217m²で、一般個人住宅でございます。

14番、所有権移転によります、田、4筆合わせて、1,552m²で、宅地分譲でございます。

続きまして、農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願について、説明させていただきます。

5ページをお願いします。

農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願については、2件申請されています。

3年毎に納税猶予の継続届出書を税務署に提出することとなっておりますので、継続証明願いが申請されているものです。

申請されております方について、農地の現在の管理状況を確認致しましたところ、適正に管理され、引き続き耕作が行われる見込みのある方でございます。

15番、田、2筆合わせて、7,112m²でございます。

16番、田、3筆合わせて、1,444m²でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「なし」の声)

ただいま報告いたしましたとおり、専決処分をさせていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

これをもちまして、本日の農業委員会を終わらせていただきます。

午後2時23分閉会